

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス
所在地	山形県米沢市中田町751-1
介護保険事業所番号	福祉用具貸与 0670400175
管理者・連絡先	齋藤 充弘 TEL0238-37-6011
サービス提供地域	山形県全域

2. 事業所の職員体制等

職種	人 員
福祉用具貸与管理者	1名（兼務）
福祉用具専門相談員	1名（兼務）6名（専務）

3. 管理時間

区 分	平 日	土曜・日曜・祝祭日
営業時間	午前8:30～午後5:30	休み

注) 土曜・日曜・祝祭日を休業とするほか、夏期休暇、年末年始休暇も休業とする。

4. サービスの内容

- (1) 「福祉用具貸与」・「介護予防福祉用具貸与」は、要介護者・要支援1・2の必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。
- (2) 事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行います。
- (3) 事業者は、「福祉用具レンタル・販売サービス契約書」に記載の内容により貸与・販売します。
- (4) 利用者等の意思決定に基づき、選択制の対象商品について貸与又は販売を選択することができることとする。

◎福祉用具貸与種目

車イス 車イス付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり
スロープ 歩行器 歩行補助杖 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置

◎選択制福祉用具貸与 又は 特定福祉用具販売種目

固定用スロープ 歩行器（歩行車を除く） 単点杖（松葉杖を除く） 多点杖

◎特定福祉用具販売種目

腰掛便座 特殊尿器 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分 排泄予測支援機器

◎介護保険住宅改修工事

5. 契約者負担金

株式会社サン十字が使用するカタログ・利用者負担割合に応じ請求をします。

- (1) 契約者からいただく契約者負担金は、下記「福祉用具貸与・販売サービス利用書」に記載のとおりです。

福祉用具貸与・販売サービス利用書

契約者 (借主)	氏名		
レンタル・販売商品利用者 (納品先)	住所		
	電話番号	-	-
	身体状況	別紙のとおり	
販売日又はレンタル期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 ※契約期間満了の一週間前までに連絡がない場合は、契約は自動的に更新されます。(レンタルの場合)		
レンタル又は販売商品名	型番	レンタル料金(月)	販売料金
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
レンタルサービス料金(月)又は販売料金 (税込価格で明記)		円	円

- (2) ア・契約者負担金は、契約開始月から毎月月末に請求させていただきます。
イ・販売料金は商品搬入後に頂きます。
- (3) 尚、契約の起算日が月の15日以前の場合については月額的全額を、16日以降の場合については1/2の料金を請求させていただきます。
解約の場合も同様に、月の15日以前の解約については月額の1/2を、16日以降の解約については1ヶ月分の料金を請求させていただきます。
- (4) レンタル開始月15日未満の解約の場合は1ヵ月分の料金を請求させていただきます。
- (5) 「福祉用具レンタル・販売サービス契約書」に記載の「レンタル料金(月)」については、契約締結時点における消費税を加算した金額であり、法改正等により消費税率が変更となった場合には、税率の変更に合わせて「レンタル料金(月)」が自動的に修正されるものとします。
- (6) 通常サービス提供地域を越えて行う事業に要する利用料(交通費)は、自動車を使用した場合、通常の実施地域を越えてから、1km当り100円とする。また、有料道路を使用した場合には、その実費を徴収する。
- (7) 前項の費用の支払いをうける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることにする。

6. 相談窓口、苦情対応及び緊急対応窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。
苦情対応については組織図にしたがって報告・対応を行う。

当 社 お客様相談窓口	電話番号	0238-37-6011
	FAX 番号	0238-37-6222
	相談員(責任者)	齋藤 充弘
	対応時間	午前8:30~午後5:30

- (2) 公的機関においても、次の機関に苦情申出等ができます。

市 町 村 介護保険相談窓口	所在地	
	電話番号	
	FAX 番号	
	対応時間	

国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6
	電話番号	0237-87-8000
	FAX 番号	0237-83-3354
	対応時間	午前9:00~午後5:15

7. 事故発生時の対応

(1) 事故が発生した場合

県、保険者である市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う。

(2) 事故の状況及び事故に際し採った処置について記録し提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとする。

8. 身体拘束の廃止・虐待防止のための措置

利用者の能力や権利擁護の観点から、防止するための委員会及び担当者を設置し従業員に対して研修を実施します。その他身体的拘束等の適正化のために必要な措置を講じます。

9. 福祉用具レンタル・販売事業及び福祉用具専門相談員における業務継続にかかる対策について事業者は利用者に対する適切なサービス提供を確保するため、次の措置を講じます。

(1) 職場におけるハラスメント対策

(2) 感染症予防及びまん延防止のための措置

(3) 感染症や災害等が発生した場合であっても、サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

10. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社サン十字
代表者	長 澤 讓
本社所在地・電話	山形県米沢市桜木町1番64号 TEL 0238-21-1451
定款の目的に定めた事業	1 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業 2 居宅介護支援・介護予防居宅介護支援事業 3 訪問介護・第一号訪問介護事業 4 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売事業 5 その他これに付随する業務
事業所数	(介護予防) 福祉用具貸与 3ヶ所・(介護予防) 訪問介護 2ヶ所 (介護予防) 居宅介護支援 3ヶ所 (介護予防) 特定福祉用具販売 3ヶ所

サービス契約の締結にあたり、下記により重要事項を説明しました。

20 年 月 日

事業所の所在地 山形県米沢市中田町751-1

事業所の名称 株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス

福祉用具専門相談員の氏名

サービス契約の締結にあたり、下記のとおり説明を受けました。

契約者又は家族・代理人の氏名

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス長井
所在地	山形県長井市栄町4-21 ダイワビル1F
介護保険事業所番号	福祉用具貸与 0671500460
管理者・連絡先	小梁川 正 TEL0238-87-0801
サービス提供地域	山形県全域

2. 事業所の職員体制等

職種	人 員
福祉用具貸与管理者	1名（兼務）
福祉用具専門相談員	1名（兼務） 4名（専務）

3. 管理時間

区 分	平 日	土曜・日曜・祝祭日
営業時間	午前8:30～午後5:30	休み

注) 土曜・日曜・祝祭日を休業とするほか、夏期休暇、年末年始休暇も休業とする。

4. サービスの内容

- (1) 「福祉用具貸与」・「介護予防福祉用具貸与」は、要介護者・要支援1・2の必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。
- (2) 事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行います。
- (3) 事業者は、「福祉用具レンタル・販売サービス契約書」に記載の内容により貸与・販売します。
- (4) 利用者等の意思決定に基づき、選択制の対象商品について貸与又は販売を選択することができることとする。

◎福祉用具貸与種目

車イス 車イス付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり
スロープ 歩行器 歩行補助杖 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置

◎選択制福祉用具貸与 又は 特定福祉用具販売種目

固定用スロープ 歩行器（歩行車を除く） 単点杖（松葉杖を除く） 多点杖

◎特定福祉用具販売種目

腰掛便座 特殊尿器 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分 排泄予測支援機器

◎介護保険住宅改修工事

5. 利用者負担金

株式会社サン十字が使用するカタログ・利用者負担割合に応じ請求をします。

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、下記「福祉用具貸与・販売サービス利用書」に記載のとおりです。

福祉用具貸与・販売サービス利用書

契約者（借主）	氏名		
レンタル・販売商品利用者 （納品先）	住所		
	電話番号	-	-
	身体状況	別紙のとおり	
販売日又はレンタル期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 ※契約期間満了の一週間前までに連絡がない場合は、契約は自動的に更新されます。（レンタルの場合）		
レンタル又は販売商品名	型番	レンタル料金(月)	販売料金
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
レンタルサービス料金(月)又は販売料金 （税込価格で明記）		円	円

- (2) ア・利用者負担金は、契約開始月から毎月月末に請求させていただきます。
イ・販売料金は商品搬入後に頂きます。
- (3) 尚、契約の起算日が月の15日以前の場合については月額的全額を、16日以降の場合については1/2の料金を請求させていただきます。
解約の場合も同様に、月の15日以前の解約については月額の1/2を、16日以降の解約については1ヶ月分の料金を請求させていただきます。
- (4) レンタル開始月15日未満の解約の場合は1ヵ月分の料金を請求させていただきます。
- (5) 「福祉用具レンタル・販売サービス契約書」に記載の「レンタル料金(月)」については、契約締結時点における消費税を加算した金額であり、法改正等により消費税率が変更となった場合には、税率の変更に合わせて「レンタル料金(月)」が自動的に修正されるものとします。
- (6) 通常サービス提供地域を越えて行う事業に要する利用料(交通費)は、自動車を使用した場合、通常の実施地域を越えてから、1km当り100円とする。また、有料道路を使用した場合には、その実費を徴収する。
- (7) 前項の費用の支払いをうける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることにする。

6. 相談窓口、苦情対応及び緊急対応窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。
苦情対応については組織図にしたがって報告・対応を行う。

当 社 お客様相談窓口	電話番号	0238-87-0801
	FAX 番号	0238-87-0800
	相談員(責任者)	小梁川 正
	対応時間	午前8:30~午後5:30

- (2) 公的機関においても、次の機関に苦情申出等ができます。

市 町 村 介護保険相談窓口	所在地	
	電話番号	
	FAX 番号	
	対応時間	

国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6
	電話番号	0237-87-8000
	FAX 番号	0237-83-3354
	対応時間	午前9:00~午後5:15

7. 事故発生時の対応

(1) 事故が発生した場合

県、保険者である市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う。

(2) 事故の状況及び事故に際し採った処置について記録し提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとする。

8. 身体拘束の廃止・虐待防止のための措置

利用者の能力や権利擁護の観点から、防止するための委員会及び担当者を設置し従業員に対して研修を実施します。その他身体的拘束等の適正化のために必要な措置を講じます。

9. 福祉用具レンタル・販売事業及び福祉用具専門相談員における業務継続にかかる対策について事業者は利用者に対する適切なサービス提供を確保するため、次の措置を講じます。

(1) 職場におけるハラスメント対策

(2) 感染症予防及びまん延防止のための措置

(3) 感染症や災害等が発生した場合であっても、サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

10. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社サン十字
代表者	長 澤 讓
本社所在地・電話	山形県米沢市桜木町1番64号 TEL 0238-21-1451
定款の目的に定めた事業	1 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業 2 居宅介護支援・介護予防居宅介護支援事業 3 訪問介護・第一号訪問介護事業 4 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売事業 5 その他これに付随する業務
事業所数	(介護予防) 福祉用具貸与3ヶ所・(介護予防) 訪問介護2ヶ所 (介護予防) 居宅介護支援3ヶ所 (介護予防) 特定福祉用具販売3ヶ所

サービス契約の締結にあたり、下記により重要事項を説明しました。

20 年 月 日

事業所の所在地 山形県長井市栄町4-21 ダイワビル1F

事業所の名称 株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス長井

福祉用具専門相談員の氏名

サービス契約の締結にあたり、下記のとおり説明を受けました。

契約者又は家族・代理人の氏名

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス高島
所在地	山形県東置賜郡高島町大字高島550-1
介護保険事業所番号	0672600483
管理者・連絡先	小松和美 TEL0238-52-5111
サービス提供地域	山形県全域

2. 事業所の職員体制等

職種	人	員
福祉用具貸与管理者	1名	(兼務)
福祉用具専門相談員	1名	(兼務) 3名(専務)

3. 管理時間

区分	平日	土曜・日曜・祝祭日
営業時間	午前8:30~午後5:30	休み

注) 土曜・日曜・祝祭日を休業とするほか、夏期休暇、年末年始休暇も休業とする。

4. サービスの内容

- (1) 「福祉用具貸与」・「介護予防福祉用具貸与」は、要介護者・要支援1・2の必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。
- (2) 事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行います。
- (3) 事業者は、「福祉用具レンタル・販売サービス契約書」に記載の内容により貸与・販売します。
- (4) 利用者等の意思決定に基づき、選択制の対象商品について貸与又は販売を選択することができることとする。

◎福祉用具貸与種目

車イス 車イス付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり
スロープ 歩行器 歩行補助杖 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置

◎選択制福祉用具貸与 又は 特定福祉用具販売種目

固定用スロープ 歩行器(歩行車を除く) 単点杖(松葉杖を除く) 多点杖

◎特定福祉用具販売種目

腰掛便座 特殊尿器 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分 排泄予測支援機器

◎介護保険住宅改修工事

5. 契約者負担金

株式会社サン十字が使用するカタログ・利用者負担割合に応じ請求をします。

- (1) 契約者からいただく契約者負担金は、下記「福祉用具貸与・販売サービス利用書」に記載のとおりです。

福祉用具貸与・販売サービス利用書

契約者（借主）	氏名		
レンタル・販売商品利用者 （納品先）	住所		
	電話番号	-	-
	身体状況	別紙のとおり	
販売日又はレンタル期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 ※契約期間満了の一週間前までに連絡がない場合は、契約は自動的に更新されます。（レンタルの場合）		
レンタル又は販売商品名	型番	レンタル料金(月)	販売料金
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
レンタルサービス料金(月)又は販売料金 （税込価格で明記）		円	円

- (2) ア・契約者負担金は、契約開始月から毎月月末に請求させていただきます。
イ・販売料金は商品搬入後に頂きます。
- (3) 尚、契約の起算日が月の15日以前の場合については月額的全額を、16日以降の場合については1/2の料金を請求させていただきます。
解約の場合も同様に、月の15日以前の解約については月額の1/2を、16日以降の解約については1ヶ月分の料金を請求させていただきます。
- (4) レンタル開始月15日未満の解約の場合は1ヵ月分の料金を請求させていただきます。
- (5) 「福祉用具レンタル・販売サービス契約書」に記載の「レンタル料金(月)」については、契約締結時点における消費税を加算した金額であり、法改正等により消費税率が変更となった場合には、税率の変更に合わせて「レンタル料金(月)」が自動的に修正されるものとします。
- (6) 通常サービス提供地域を越えて行う事業に要する利用料(交通費)は、自動車を使用した場合、通常の実施地域を越えてから、1km当り100円とする。また、有料道路を使用した場合には、その実費を徴収する。
- (7) 前項の費用の支払いをうける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることにする。

6. 相談窓口、苦情対応及び緊急対応窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

苦情対応については組織図にしたがって報告・対応を行う。

当 社 お客様相談窓口	電話番号	0238-52-5111
	FAX 番号	0238-52-5112
	相談員(責任者)	小 松 和 美
	対応時間	午前8:30~午後5:30

- (2) 公的機関においても、次の機関に苦情申出等ができます。

市 町 村 介護保険相談窓口	所在地	
	電話番号	
	FAX 番号	
	対応時間	

国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6
	電話番号	0237-87-8000
	FAX 番号	0237-83-3354
	対応時間	午前9:00~午後5:15

7. 事故発生時の対応

(1) 事故が発生した場合

県、保険者である市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う。

(2) 事故の状況及び事故に際し採った処置について記録し提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとする。

8. 身体拘束の廃止・虐待防止のための措置

利用者の能力や権利擁護の観点から、防止するための委員会及び担当者を設置し従業員に対して研修を実施します。その他身体的拘束等の適正化のために必要な措置を講じます。

9. 福祉用具レンタル・販売事業及び福祉用具専門相談員における業務継続にかかる対策について事業者は利用者に対する適切なサービス提供を確保するため、次の措置を講じます。

(1) 職場におけるハラスメント対策

(2) 感染症予防及びまん延防止のための措置

(3) 感染症や災害等が発生した場合であっても、サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

10. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社サン十字
代表者	長 澤 讓
本社所在地・電話	山形県米沢市桜木町1番64号 TEL 0238-21-1451
定款の目的に定めた事業	1 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業 2 居宅介護支援・介護予防居宅介護支援事業 3 訪問介護・第一号訪問介護事業 4 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売事業 5 その他これに付随する業務
事業所数	(介護予防) 福祉用具貸与3ヶ所・(介護予防) 訪問介護2ヶ所 (介護予防) 居宅介護支援3ヶ所 (介護予防) 特定福祉用具販売3ヶ所

サービス契約の締結にあたり、下記により重要事項を説明しました。

20 年 月 日

事業所の所在地 山形県東置賜郡高島町大字高島550-1

事業所の名称 株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス高島

福祉用具専門相談員の氏名

サービス契約の締結にあたり、下記のとおり説明を受けました。

契約者又は家族・代理人の氏名